

委託業務仕様書

1 委託業務の名称 大分県サイクルツーリズム推進事業委託業務

2 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 委託の目的

大分県では令和4年度から令和5年度にかけて、サイクリスト向けのルートに加えて、サイクリング初心者や一般の観光客等が気軽に楽しめる「まちなりサイクルツーリズム」の環境整備のため、観光スポットを盛り込んだモデルコースの設定やレンタサイクル事業者の情報を集約し、専用ホームページやSNSでの発信を行った。

本年度は、これまで整備した環境も活用しつつ、初心者から上級者まで幅広い層のサイクリストが県内に継続的に訪れ、滞在してもらえるよう、県内市町村、県内ガイド候補者（県内のサイクルビジネス関係者）と連携し、さらなる受入体制の強化を図ることを目的とする。

4 委託業務内容

(1) 情報発信業務

①県サイクリングホームページ「Cycling OITA」の保守管理、更新業務

- ・サイト閲覧（訪問）者数の計測
- ・サイクルスポット等の集約、掲載、管理表の作成
- ・（2）①、②の情報の掲載
- ・ホームページのコンテンツ拡充を提案すること
- ・県内市町村及び県内ガイド候補者（県内のサイクルビジネス関係者）が「お知らせ」や「イベント情報」等サイクル関連情報を更新できる仕様にする

②Instagram「Cycling OITA」の維持管理、更新業務

- ・県内のサイクル関連情報の収集、発信（月3回以上）
- ・サイクリングイベントにあわせた広告配信

(2) 環境整備・調査業務

- ・県内のサイクルハブスポットやレンタサイクル事業者の情報を集約し、ホームページに掲載すること
- ・九州一周ルート（大分県）、別府湾岸・国東半島サイクル海道、仁王輪道の3つのルートの受入環境を調査し、整備（例：サイクルスタンドの設置等）すること
- ・上記3つのルート以外で「Cycling Oita」に掲載されている上級者コース、初心者コースのルートの受入れ環境を調査し整備すること。なお、調査及び整備については、予算の範囲で実施できるルート数とする。
- ・調査内容をホームページの「サイクルロードマップ情報」に反映させること。
「サイクルロードマップ情報」URL：<https://www.cycling-oita.jp/roadmap/>

(3) 誘客業務

①国内向けメディア招聘ツアーの実施

- ・ツアーの企画、調整、募集、手配、運営等の一切の業務を行うこと。
- ・レンタサイクルを活用し、メディア等を対象としたツアー1本実施すること。
- ・サイクルルートの設定、ツアー実施に当たっては、県、沿線市町村及び県内のサイクルビジネス関係者と協議の上、実施すること。
- ・参加人数については、参加者が安全にツアーに参加できるよう、サイクリングガイド等が走行管理可能な人数とすること。
- ・参加者にアンケート調査を行い、分析を行うこと。
- ・アンケートの調査項目については、事業者の提案に基づき県と協議の上決定する。
- ・実施内容については、ホームページおよび Instagram で情報発信すること。

②海外向け FAM ツアーの実施

- ・ツアーの企画、調整、募集、手配、運営等の一切の業務を行うこと。
- ・インバウンド向けサイクル関連の旅行事業者やメディア等を対象としたツアー1本実施すること。
- ・サイクルルートの設定、ツアー実施に当たっては、県、沿線市町村及び県内のサイクルビジネス関係者と協議の上、実施すること。
- ・サイクルカーゴやサイクルトレインなど、快適にツアーを実施するためのサービスやツールを活用の上、行程を作成すること。
- ・2日間以上の行程で、県内を広域に周遊する内容とすること。
- ・参加人数については、参加者が安全にツアーに参加できるよう、サイクリングガイド等が走行管理可能な人数とすること。
- ・参加者にアンケート調査を行い、分析を行うこと。
- ・アンケートの調査項目については、事業者の提案に基づき県と協議の上決定する。
- ・実施内容については、ホームページおよび Instagram で情報発信すること。

(4) その他

- ・県内市町村及び県内のサイクルビジネス関係者と連携し、事業を実施すること。
- ・委託業務に関する専門者を配置し、実績や知見からの確かな助言や提言を行う。
- ・業務報告書を作成すること。

5 成果物

- ・業務完了報告書
実績、傾向、今後のサイクルツーリズム振興のための分析・提案を含む業務報告書を冊子（1部）及びPDFデータで提出すること。
- ・本業務により制作した広報物

6 その他

- (1) 業務に関して知り得た個人情報については、適正に取り扱うこと。
- (2) 今回の業務委託により製作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は発注者に帰属するものとする。

7 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための責任者を置くこと。統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。
- (2) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ口頭もしくは書面で報告すること。
- (3) 業務の実施に当たり発生した事故等は、受託者の責任において対処すること。
- (4) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。
- (5) 本業務の詳細については発注者と協議のうえ決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定することとする。